

自治会会則

(名 称)

第 1 条 本会は、鴨志田緑自治会(以下「会」という)とする。

(会 員)

第 2 条 本会の会員は、公団鴨志田東地区に居住する世帯主及びこれに準ずる者とする。

(目的及び事業)

第 3 条 本会は、会員相互の親睦と福祉を増進し明るい平和な街の発展を図ることを目的とする。

(役 員)

第 4 条 本会に次の役員を置く。

- | | | | |
|--------|-----------|--------|-----|
| 1. 会 長 | 1 名 | 2. 副会長 | 2 名 |
| 3. 会 計 | 2 名 | 4. 書 記 | 1 名 |
| 5. 班 長 | (各班に 1 名) | 6. 相談役 | 1 名 |

(区 分)

第 5 条 自治会の居住地によってある区分に分けその区分を 1 班単位とする。(班単位は役員会の決定による)

各班 1 名以上の役員を選出する。

(組 織)

第 6 条 本会に第 3 条の目的によって必要と認められる活動部を役員会の議決によって設置できるものとする。

(役員の出選)

- 第 7 条
1. 役員は、会員の中から順番(班の中で定める)によりこれを選出する。
 2. 会長、副会長、会計は役員の互選により選出する。
但し、会長は役員の総意により会員の中から選出することができる。
 3. 活動部の責任者は、役員の互選により選出する。
 4. 第 2 項及び第 3 項の役員は班長を兼ねることができる。
 5. 相談役は会長が代わった時、前年度会長が行う。前年度副会長が行うことも可能とする。

(役員の職務)

第 8 条 役員は、次の職務を行う。

1. 会長は、会を代表し会務を統轄する。
2. 副会長は、代表を補佐し会長事故あるときは、その職を代行する。
3. 会計は、本会会計事務を担当する。
4. 書記は、本会会務を記録する。
5. 班長は、班の意見をまとめ役員会に提出する。又役員会決議及び代表の命を受けその職務を執行する。
6. 相談役は会運営のため助言を行う。

(会計監査)

第 9 条 会計監査は、役員会が行う。

(役員任期)

第 10 条 役員の任期は 1 年とする。但し、再任を妨げないが会長の再再任は行わないものとする。

(総 会)

- 第 11 条
1. 総会は毎年 1 回役員会が之を招集する。但し会長が必要と認めたとき又は会員の 3 分の 1 以上の要求があった場合は、臨時に之を招集しなければならない。
 2. 総会は、次の事項を審議決定する。
 - イ. 役員の出選に関する事項
 - ロ. 予算及び決算に関する事項
 - ハ. 会の運営方針に関する事項
 - ニ. 会則の改廃に関する事項
 - ホ. その他重要な事項